

浜情委第136号  
平成30年3月16日

浜松市長 鈴木康友様  
(人事課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会  
委員長 鈴木 孝裕

浜松市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成29年8月22日付け浜総人第344号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜総文第〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る  
全ての文書」の公文書部分公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第106号)

## 1 委員会の結論

浜松市長が部分公開とした処分は妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 平成29年4月17日、審査請求人は、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜総文第〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書」の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- (2) 平成29年4月28日、処分庁は、浜松市情報公開条例第7条第2号で規定する非公開情報に該当する住所、氏名、電話番号など個人を特定できる部分を除いて、公文書部分公開決定（以下「本件部分公開決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 平成29年7月28日、審査請求人は（2）の処分を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。
- (4) 平成29年8月22日、審査庁は、浜松市情報公開条例第19条の規定に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、次のように主張している。

### (1) 審査請求の趣旨

本件部分公開決定を取消し、住所、氏名、電話番号など個人を特定できる部分を除く対象文書の全部を公開するよう求める。

### (2) 審査請求の理由

本件部分公開決定については、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜総文第〇〇号起案文書のかみ、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜総文第〇〇号の案及び審査請求人が提出した公文書任意的公開申出書の計3枚が公開された。

しかし、審査請求人は、これ以外に、補正命令書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜総文第〇〇号）及び審査請求人による補正命令書に対する回答が存在していることを知っている。また、処理経緯が分かる文書も存在しているはずである。

存在するはずの文書を公開しないなど、実施機関が条例の適用を誤っているのは明らかであるため、審査請求に係る処分を取り消し、住所、氏名、電話番号など個人を特定できる部分を除く対象文書の全部を公開するよう求める。

## 4 実施機関の主張

本件審査請求の争点は、本件公開請求対象公文書の特定が妥当かどうかである。

### (1) 本件審査請求に係る公開文書について

本件審査請求に係る公文書公開請求書の、公文書の件名又は請求事項の具体的内容に記載されている「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜総文第〇〇号の起案文書、決裁文

書並びにそれに係る全ての文書」とは、平成〇〇年〇〇月〇〇日に特定の個人が浜松市に提出した公文書任意的公開申出書に対する通知として、浜松市が特定の個人に送付した公文書任意的公開通知書である。

審査請求人は、発送日と文書番号で当該公文書任意的公開通知書を特定し、「起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書」の公開を請求したので、実施機関は、当該公文書任意的公開通知書の起案文書、決裁文書と起案に添付されていた文書を対象公文書として特定し、個人を特定できる部分を非公開とし、部分公開決定をした。

(2) 本件審査請求に係る対象公文書の特定について

ア 浜松市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条本文では、「(略) 公開の請求(略) は、次に掲げる事項を記載した請求書(略) を実施機関に提出してしなければならない。」とし、同条第2号では「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」と規定している。

また、浜松市文書規則（以下「規則」という。）第15条では、「起案は、次に定める方法により行うものとする。」とし、同条第2号で「起案には、(略) 必要があるときは関係法令、例規、予算その他参考となる事項を明示し、又は参考資料等を添えること。」と規定している。

イ 本件審査請求に係る公文書公開請求書の公文書の件名又は請求事項の具体的内容には、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜総文第〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書」と記載されており、処分庁においては、この記載から公文書を特定するに足りる事項が記載されているものと判断した。

このうち「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜総文第〇〇号」から平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの公文書任意的公開通知書を特定した。

さらに、当該公文書任意的公開通知書は、文書管理システムで起案及び決裁されたものであるため、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜総文第〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書」のうち、「起案文書、決裁文書」については、同システムにより作成された当該通知書に係る起案文書及び決裁文書として特定した。

なお、「並びにそれに係る全ての文書」については、アの2段落目のおり、規則第15条第2号により、起案には参考資料等を添えることとなっていることから、審査請求人は、起案文書及び決裁文書に参考に添付した文書を指すものを請求したと考えられる。

よって、当該公文書任意的公開通知書の起案に添付書類として登録されていた公文書任意的公開申出書を対象公文書として特定した。

ウ 審査請求人は、実施機関が当該公文書任意的公開申出書にかかる補正命令書、補正命令書に対する回答、処理経緯が分かる文書（以下「補正命令書等」という。）を公開していないと主張するが、当該公文書任意的公開通知書の起案文書及び決裁文書に添付書類として登録されたものではなく、また、審査請求人の提出した公開請求書には、具体的に補正命令書等を特定する記載もなかった。

## 5 委員会の判断

### (1) 本件に係る法令等の規定について

条例第6条本文では「(略) 公開の請求(略)は、次に掲げる事項を記載した請求書(略)を実施機関に提出してしなければならない。」とし、同条第2号では「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」と規定している。

同条第2号の記載を義務付けているのは、公開請求対象公文書を実施機関が検索・審査し公開決定等を行うに際して、公開対象文書を特定しうることが当然の前提になるからである。

### (2) 本件公開請求対象公文書の特定について

本件審査請求に係る公文書公開請求書の公文書の件名又は請求事項の具体的内容には、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜総文第〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書」と記載されており、実施機関は、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜総文第〇〇号」から平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの公文書任意的公開通知書を特定し、「起案文書、決裁文書」については、文書管理システムにより作成された当該公文書任意的公開通知書に係る起案文書及び決裁文書を、「並びにそれに係る全ての文書」については当該公文書任意的公開通知書の起案に添付書類とした公文書任意的公開申出書を特定した。

本件公開請求対象公文書をシステム上、見分したところ、本件公開請求対象公文書は平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの公文書任意的公開通知書の意味決定をするために起案されたものであり、起案文書及び決裁文書には、公開・非公開の別や、処理経緯が記載され、添付書類として、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの公文書任意的公開通知書の案及び公文書任意的公開申出書が添付されていることが認められた。

本件審査請求において、審査請求人は、実施機関が補正命令書(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜総文第〇〇〇号)、審査請求人による当該補正命令書に対する回答及び公開された起案文書かがみの「5 処理経緯」が分かる文書(以下「補正命令書等」という。)を公開していないと主張する。

しかし、補正命令書等は、当該公文書任意的公開通知書の起案文書及び決裁文書の添付書類ではない。

したがって、実施機関が行った本件公開請求対象公文書の特定は妥当である。

以上のことから、実施機関が部分公開とした処分は妥当である。

よって「1 委員会の結論」のとおり判断する。

## 6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 8月22日	諮問を受けた。

10月30日	審査庁から弁明書を受理した。
12月27日	審査庁から反論書を受理した。
平成30年 1月22日	諮問の審査を行った。
3月1日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	鈴木 孝裕	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一朗	静岡大学情報学部 准教授
委員	秋永 利明	常葉大学経営学部 准教授
委員	三室 正夫	浜松市自治会連合会理事
委員	山中 千恵子	浜松市人権擁護委員連絡協議会

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順